

議案第20号

勝山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

勝山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年9月10日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正により会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、育児休業等の取り扱いを定めたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年勝山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、<u>勝山市職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>並びに同法を実施するため、<u>　　</u>職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 勝山市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成23年勝山市条例第11号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p><u>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か</u></p>

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(新設)

月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新さ

(新設)

れ、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの  
にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用され  
る日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする  
場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該  
子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当  
該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子  
の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)  
において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者  
が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期  
間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつ  
ては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしてい  
る場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが  
継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で  
定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳  
6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員  
が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達  
日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を  
育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で  
あつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職  
に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日  
又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とす  
る育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれに  
も該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達  
日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配  
偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をし

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

### 第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

### 第3条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと

---

---

---

---

---

その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(新設)

(新設)

### ている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

### 第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

### 第3条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと

\_\_\_\_\_その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(新設)

(新設)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、\_\_\_\_\_正規の勤務時間

\_\_\_\_\_の始め又は終わりにおいて、30分を

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等)を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を

単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第 14 条の規定による保育時間又は勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間

\_\_\_\_\_の承認を受けて勤務しない職員

\_\_\_\_\_に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該保育時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(新設)

単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第 14 条の規定による育児時間又は勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間(以下この条において「育児時間等」という。)の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

\_\_\_\_\_の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間等の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

#### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。